

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保方策について

◎主旨

次期「子ども・子育て支援事業計画」に記載する、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について検討するもの

1 国の考え方（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より）

（1）教育・保育提供区域について

教育・保育施設等の供給基盤整備等に当たっての単位で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域とし、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や既存施設の整備状況等を総合的に判断して設定する。

（2）量の見込みと供給体制について

各事業の利用状況及び利用希望を勘案して定めた各年度の「量の見込み」に対応する施設を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

2 本市の考え方

（1）教育・保育提供区域について

① 現計画における区域設定（参考資料参照）

国の指針を踏まえ、保育利用率等を考慮すると共に、より身近な施設が利用されるものと想定し、行政区の組合せにより8つの区域設定としている。

② 新計画における区域設定（別紙2-1参照）

引き続き国の指針を踏まえた区域設定としていくが、施設の増加等により、保護者の選択肢が広がっており、利用希望施設が広範になっていることから、より実態に近い区域設定として、新たに5つの区域設定とする。

(2) 量の見込みについて

【考え方】

- ・国の基本指針による算出を基本としつつ、算出結果が本市の利用実績と乖離しているものや、算出方法の定めがないものなどは、利用実績に基づく補正や独自手法による算出を行うこととする。
- ・幼児教育無償化の影響を考慮する（無償化を前提としたニーズ調査を実施）。

【算出方法】（別紙2-2参照。）

A：国の基本指針による算出結果と利用実績が概ね一致しているもの ➡基本指針に基づき、量の見込みを算出する。
・1号及び2号の教育希望 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・利用者支援 ・一時預かり（幼稚園型） ・放課後児童健全育成事業（子どもの家事業）
B：国の基本指針による算出結果と本市の利用実績に乖離があるもの ➡基本指針に基づく算出結果に、実績による補正を行い量の見込みを算出する。
・2号の保育希望及び3号 ・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業） ・一時預かり（一般型） ・延長保育事業 ・病児保育事業
C：国の基本指針による算出方法の定めがないものなど ➡本市独自の方法により量の見込みを算出する。
・子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業） ・子育て短期支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・休日保育※

※休日保育は子ども子育て支援法に基づく事業には位置付けられていないが、ニーズが高いことから、本市独自に計画に盛り込むこととしている。

(3) 確保方策について

<教育・保育>

【考え方】

- ・国の基本指針を踏まえ、各年度における「量の見込み」に対応した供給体制を確保し、計画期間中における継続的な待機児童解消を目指す。
- ・将来の人口減少によるニーズの変化を踏まえ、継続的・安定的な施設運営の観点から、供給体制の整備にあたっては公立保育所を含め、既存施設の活用を基本とする。また、保育希望（2号・3号）の中でも特にニーズの高い3号を中心に、供給体制の確保に取り組む。

【対応策】※別紙2-1, 別紙2-2参照

① 「利用定員の弾力化」の活用

➡既存施設を有効活用する視点から、保育については国の運用を踏まえ、弾力化を最大限活用していく。

② 幼稚園の認定こども園移行

➡幼稚園の利用に係るニーズが減少し、保育の受け皿が不足していることから、区域毎の保育需要の動向などを踏まえながら、推進していく。

③ 既存保育所の増改築・分園整備

➡弾力化を活用してもニーズへ対応が困難な区域（中央部・東部・南部）を中心に、既存園を活用した施設整備を実施していく。

④ 新園の整備等

➡保育需要の高い東部地区については、弾力化や既存園を活用した施設整備によってもニーズへの対応が困難であることや、LRTの開業等に伴う新たなニーズが想定されることから、新園の整備などの対応策を検討していく。

<子ども・子育て支援事業等>

【考え方】

・国の指針を踏まえ、教育・保育同様に各年度における「量の見込み」に対応した供給体制を確保する。

【対応策】※別紙2-2参照

① 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

➡現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、引き続き会員数の確保に努め、供給体制を整備していく。

② 放課後児童健全育成事業

➡小学校区によっては現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、小学校区ごとに必要な施設整備を行い、供給体制を整備していく。

③ 休日保育

➡現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、既存施設の配置バランスや地区毎のニーズ動向を見ながら実施園を確保し、供給体制を整備していく。

④ 上記以外の事業

➡新たなニーズを含め、計画期間中の「量の見込み」に対して現行の供給体制で十分に対応できていることから、引き続き、現行体制を維持していく。